



令和6年度

入所のしおり

(重要事項説明書)



滝川中央保育所 電話／FAX 23-2831

保育時間 午前 7:00～午後 6:00 延長保育 午後 6:00～
午後 7:00

乳児保育(生後43日～) 障がい児保育 病後児保育

※面接の際は、必ず持参してください。



お子さまを入所させる保護者の皆さんへ

ようこそ！ 保育所へ

これから、保育所で集団生活がスタートします。

保護者の皆さんには、これまでの家庭等での生活から、多くの子どもたちや保育士との関わりの中で、お子さまが生活をすることに期待をしながらも不安や心配をお持ちのことと思います。

これまで多くの保護者の皆さんに、同じような気持ちで預けられておりましたが、そんな不安や心配は、お子さまの保育所での生活を通じ、日々成長されている姿を見るたびになくなつたと伺っております。

幼児期の教育は一番大切な時期であります。保育所では、保育士がお子さまの健康と安全に十分配慮しながら保育にあたっております。日常生活に必要な生活習慣や自立した行動ができるよう、自主性や協調性をしっかり身につけ、思いやりのある明るく強い子どもに成長する保育を取り組みます。

そのためには、保育所と保護者の皆さんとが連携し、一体となった保育に取り組むことが大切になりますので、ご理解とご協力をよろしくお願ひいたします。

1 施設の目的および運営方針

当保育所では、児童福祉法および以下の運営方針に基づき、保育を必要とする乳児と幼児の保育事業を行うことを目的とします。

- (1) 市立保育所は、滝川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する条例（平成26年滝川市条例第37号）およびその他関係法令を遵守し運営を行うものとする。
- (2) 市立保育所は、保育の提供に当たっては、児童の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとする。
- (3) 市立保育所は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭と緊密な連携の下に、児童の状況や発達過程を踏まえ、養護および教育を一体的に行うものとする。
- (4) 市立保育所は、児童の属する家庭および地域との様々な社会資源との連携を図りながら、児童の保護者に対する支援および地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めるものとする。

2 保育時間について

(1) 入所当時の保育時間（ならし保育）

入所当初は、親から離れる不安、周囲の環境の違い、初めての集団参加などで心身ともに疲れやすくなっています。無理なく保育所生活を送るように、お子さまの状態を見て数日間の「ならし保育」を設けています。

- ・入所1週間目 午前8:45～午後0:00
- ・入所2週間目 午前8:45～午後3:45
- ・入所3週間目より平常保育

(2) 平常の保育時間と延長保育の時間

- ・午前7:00～午後6:00

※保育時間は、保護者の勤務時間や通勤時間、入所理由等で、送り迎えの時間は一人ひとり異なります。

※朝は、午前9:30までに登所してください。

※迎え開始時間は、平日は午後3:45 土曜日は午後0:00からです。

〈延長保育〉

午後6:00～午後7:00 延長保育の申し込みが必要です。別途料金がかかります。

(3) 就労を理由とする利用時間の区分

- ・短時間保育 午前8:30～午後4:30（8時間以内）
- ・保育標準時間 午前7:00～午後6:00（11時間以内）

(4) 欠席または遅参のときは、給食人員の把握、戸外活動など当日の保育のため、午前9:00までに必ずご連絡ください。

3 送り迎えについて

- (1) 保護者の送り迎えを原則とします。児童一人での登所、降所はさせないでください。
- (2) 登所した時は何時に誰が迎えに来るか保育士に伝えてください。また、帰宅の時も必ず保育士に告げてからお帰りください。
- (3) お迎えの人やお迎え時間が変わる場合は、事故防止のため、必ず事前に保護者本人から保育所に連絡してください。
- (4) 登所、降所の際、交通ルールを守り、交通安全に留意してください。
(他の通行の妨害、駐車場内での乳幼児の行動、ドアの開閉や車の前後の確認、盗難・車上荒らし、チャイルドシートの着用など)

4 休所日について

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日
- (3) 12月29日～翌年1月3日まで
- (4) その他市長が特にその必要を認めた場合には、臨時に休所することがあります。この場合、文書または掲示によりあらかじめご連絡いたします。

5 利用の終了について

保育所では、以下に該当する場合は、退所となります。

- (1) 利用要件を満たさなくなったとき（小学校への就学を含む。）。

(2) 保護者からの退所の申出があったとき。

※退所希望の場合は、速やかに退所届を保育所又は子育て応援課へ提出してください。

(届出用紙は保育所・子育て応援課にあります。)

上記のほか、保育所の利用継続に重大な支障若しくは困難が生じたとき又は利用継続が不可能（次のア～カのいずれかに該当すると認められた場合など）であると市が認めたときは、退所（又は入所の中止）を検討する場合があります。

ア 感染症または悪質の疾病にかかったとき。

イ 心身に障害が生じたことその他の理由によって保育所において保育することが不適当または困難であるとき。

ウ 保育所に入所している他の児童に悪影響を及ぼすおそれのあるとき。

エ 入所の理由が消滅したとき。

オ 正当な理由がなく引き続き10日以上無断欠席したとき。

カ 児童が引き続き1ヶ月以上長期欠席したとき。

6 保育料・給食費について

(1) 保育料は、世帯構成員の収入状況（市民税課税額）及び入所児童の年齢により定められています。当該年の市民税が確定後、毎年9月分より保育料の算定見直しを行います。（税額控除（配当控除・外国税額控除・住宅借入金特別控除・寄附金控除等）は適用されません。）

また、当市では完全給食を実施していますので、3歳以上の児童については、主食費として月額1,600円、副食費として月額4,500円のご負担をお願いしています。（副食費のご負担については、世帯の状況によって免除になる場合もあります。）

保育料は、当市にて世帯の状況等を確認させていただいた上で決定します。保育料の算定方法・額等の詳細については、子育て応援課まで直接お問い合わせください。

(2) 保育料および給食費は、定められた期日までに下記へ必ず納入してください。

なお、口座振替もできますので、是非ご利用ください。依頼書は保育所または子育て応援課にあります。

<支払い取扱い機関>

ア 指定金融機関（北門信用金庫本店及び道内支店）

イ 収納代理金融機関（市内各金融機関の本店及び道内支店、JA滝川の本店及び道内支店、郵便局又はゆうちょ銀行）

ウ 滝川市役所及び江部乙支所

エ コンビニエンスストア（納付可能な納付書が必要です。）

※口座振替機関は、「イ」のみになります。口座振替の場合、引き落としに支障をきたさないよう配慮願います。

オ 指定のオンライン決済サービス

(3) 入退所の時期により下記のとおり保育料が日割り計算になります。

ア 入所の場合

月額保育料 × [当該月の月途中入所日からの開所日数（25日を越える場合は25日）]
÷ 25日（年間1ヶ月当たりの平均開所日数）

イ 退所の場合

月額保育料 × [当該月の月途中退所日までの開所日数（25日を越える場合は25日）]
÷ 25日（年間1ヶ月当たりの平均開所日数）

ウ 当該月において引き続き15日（休所日を含む）以上欠席した場合は、月額保育料の2分の1の額（※起算日は、休所日以外の日となります。）

(4) 災害その他特別の理由があって保育料が納入できない場合は、申出により減免されることがありますので、子育て応援課（☎28-8025）または保育所へご相談ください。

7 日本スポーツ振興センター加入負担金について

保育所の管理下で児童が怪我などをしたときに、当センターの「災害共済給付制度」に加入することによって保護者に対して給付金（災害共済給付）が支払われます。保護者の皆さまが負担する額は280円となりますので、保育所へ直接お支払いください。（要保護世帯のお子さまは負担金が掛かりません）

8 各種届出について

次のような場合は、速やかに保育所または子育て応援課に届け出てください。届出用紙は、保育所・子育て応援課にあります。

(1) 異動届

ア 児童および保護者の住所に変更があった場合
イ 家族構成等に変更があった場合（離婚、再婚など）

※ひとり親家庭の方が婚姻届を提出しない状態で異性と同居し、事実婚状態になったり、父母が離婚後も同居している場合等、保育料の算定に影響がありますので必ずお知らせください。

ウ 保護者の勤務状況に変更があった場合（勤務先や勤務時間の変更、離職・失職など）

エ 出産予定のある場合（母子手帳の写しも必要です）

オ 入所要件により支給認定が変更になる場合

カ その他連絡の必要が認められる場合

※携帯電話の番号が変更になった場合は、保育士にお知らせください。

(2) 欠席届

休所日を含み、同じ月内で連續して15日以上欠席する場合（休所開始日が日・祝日の場合は翌開所日から起算します。）

(3) 退所届

入所している保育所を退所したい場合

(4) 転所願

入所している保育所を転所する場合

9 給食について

- (1) 3歳未満児～完全給食（おやつ午前9：30 昼食午前11：10 おやつ午後3：00）
- (2) 3歳以上児～完全給食（昼食午前11：20 おやつ午後3：00）
- (3) 毎月の月初めに1ヶ月分の献立予定表をお渡しいたします。
- (4) 各各自のおやつは、一切持たせないでください。
- (5) お子さんの好き嫌いについては、保育所でもできるだけ指導しますが、ご家庭でも気を配ってあげましょう。
- (6) 食物アレルギーのあるお子さまは、医師の診断により対応していますのでご相談ください。



10 健康について

- (1) 麻疹・耳下腺炎・水痘等の感染症にかかった時は、医師の診断を受け、診断結果をお知らせください。なお、無料の医師の意見書が必要です。
- (2) 頭じらみ・水虫・イボ等、感染症のある疾患は、拡大防止のため必ず保育士に伝えてください。
- (3) 熱があったり、その他お子さまの状態に異常を感じられる場合には、無理をさせずに休ませるよう心がけてください。
- (4) 朝食は十分にとり、排便を済ませてから登所するよう心がけてください。
- (5) 毎日の健康状態を良く観察し、熱・外傷・湿疹・食欲不振・嘔吐・下痢・睡眠不足・不機嫌等、登所時に少しでも変わったことがありましたらご連絡ください。
- (6) 清潔な衣服を身につけさせ、爪・皮膚・頭髪はいつもきれいにしておきましょう。
- (7) 医師検診を乳児年3回、幼児年2回、歯科検診を1歳以上の児童を対象に年2回行います。特に診てほしい、聞いてほしいことがあればご連絡ください。なお、異常があれば、個別にお知らせします。
- (8) 歯科相談日が年2回あります。
- (9) 歯が生えてきたらよく見て清浄してあげましょう。虫歯予防の第一は、食べたら磨くことです。習慣化するようにしましょう。
- (10) 4、5歳児を対象に週1回、フッ化物による「うがい」を実施しています。（希望者のみ）
- (11) 身体測定は月1回行い、結果は個別にお知らせします。
- (12) 夜は遅くとも午後9：00までには寝かせ、早寝早起きの習慣をつけましょう。
- (13) 平熱をお知らせください。（朝、目覚めてすぐの体温で、一週間程度の平均体温）

◎児童のかかりやすい感染症

保育所は、乳幼児が集団で長時間を共にする場です。感染症の集団発生や流行をできるだけ防ぐため、下記の感染症にかかった後、登所するときは『医師の意見書』の提出をお願いします。(滝川市内の小児科では意見書は無料です。市外の病院等料金がかかる場合は、保護者が記入する「登所届」を提出してください。)

= 医師が記入した意見書が必要な感染症と登所基準 =

病名	主要症状	感染しやすい期間	登所のめやす
麻しん（はしか）	咳・くしゃみ・結膜充血・全身発疹	発症 1日前から発しん出現後の4日後まで	解熱後 3日を経過してから
インフルエンザ	発熱・悪寒・咳・頭痛・のどの痛み・関節痛・倦怠感	症状が有る期間（発症前24時間から発病後3日程度までが最も感染力が強い）	発症した後 5日を経過し、かつ解熱した後3日を経過するまで
新型コロナウイルス感染症	発熱、呼吸器症状、頭痛、倦怠感、消化器症状、鼻汁、味覚症状、嗅覚症状など	発症後 5日間	発症した後 5日を経過し、かつ症状が軽快した後 1日を経過すること ※無症状の感染者の場合は、検体採取日を0日目として、5日を経過すること
風しん	軽い風邪様症状・発熱とともに発疹	発しん出現の前 7日から後 7日間くらい	発しんが消失してから
水痘（水ぼうそう）	微熱とともに水泡疹	発しん出現 1～2日前から痂皮形成まで	すべての発しんが痂皮化するまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	発熱・耳下腺部の腫脹	発症 3日前から耳下腺腫脹後 4日	耳下腺、頸下腺、舌下腺の腫脹が発現してから 5日を経過するまで、かつ全身状態が良好になるまで
結核	咳・痰・発熱		医師により感染の恐れがないと認めるまで
咽頭結膜熱（プール熱）	発熱・のどの痛み・咳・眼やに・眼の充血	発熱、充血等症状が出現した数日間	主な症状が消え 2日経過してから
流行性角結膜炎	白目の充血・目やに・発熱やのどの痛みを伴うこともある	充血、目やに等の症状が出現した数日間	感染力が非常に強いため結膜炎の症状が消失してから
百日咳	咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失するまで又は 5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療を終了するまで
腸管出血性大腸菌感染症 0157・026・0011	激しい腹痛・水様便・血便・発熱		症状が治まり、かつ抗菌薬による治療が終了し、48時間あけて連続2回の検便によつていずれも菌陰性が確認されたもの
急性血性結膜炎		ウイルスが呼吸器から 1～2 週間、便から数週間～数ヶ月間排出される	医師により感染の恐れがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎			医師により感染の恐れがないと認めるまで

下記の感染症については、医師の診断に従い、『登所届』の提出をお願いします。

= 医師の診断を受け、保護者が記入する登所届が望ましい感染症と登所基準 =

病名	主要症状	感染しやすい期間	登所のめやす
溶連菌感染症	発熱・嘔吐・頭痛・不機嫌・発疹、のどの痛み	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日間	抗菌薬内服後24~48時間経過していること
マイコプラズマ肺炎	咳	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	手、足、口に水泡（夏に多い）	手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内に水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑（りんご病）	微熱・頬に赤い湿疹	発しん出現前の1週間	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎 (ノロ、ロタ、アデノウイルス等)	発熱・嘔吐・下痢	症状がある間と、症状消失後1週間（量は減少していくが数週間ウイルスを排出しているので注意が必要）	嘔吐、下痢の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	突然の高熱・咽頭痛・口腔内に水疱疹や潰瘍	急性期の数日間（便の中に1ヶ月程度ウイルスを排出しているので注意が必要）	発熱や口腔内に水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RSウイルス 感染症	発熱・鼻汁・咳・喘鳴	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
帯状疱疹	小水疱	水疱を形成している間	すべての発しんが痂皮化してから
突発性発しん	突然の高熱・熱下降とともに淡い紅色の発疹		解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと

(2018年改訂版 保育所における感染症対策ガイドライン)

◎病後児保育について

保育所に通所中の児童が病気の「回復期」であり、集団保育の困難な期間、当該児童を専用保育室で看護師・保育士が保育を行い、保護者の子育てと就労の両立を支援するものです。

(対象となる病気) 感冒、下痢等、日常的に罹患する疾病・ぜんそく等の慢性疾患

インフルエンザ、水痘、流行性耳下腺など感染症疾患・骨折等外傷性疾患

(利用定員) 1日4人程度

(開所時間) 月～金曜日 …午前7：30～午後6：00

(対象年齢) 満1歳～6歳まで

(利用料金)

	5時間未満	5時間以上
□第1階層・第2階層	0円	0円
□第3階層	500円	1,000円
□第4階層～第8階層	1,000円	2,000円

※事前登録が必要です。

◎投薬について

薬の持参は原則としてお断りいたしますが、保育所での服用がどうしても必要な場合にのみ認めています。この場合「**投薬依頼書**」を持参の上、必ず、名前を書いて一回分の投薬量を保育士にお渡しください。

※ 座薬および医師の処方を受けない薬はお預かりいたしません。

※ 保育所で使用している薬品は、各保育所に掲示してあります。

※ 外用薬も投薬依頼書が必要です。必ず返却日を記入してください。

◎予防接種 ~予防接種は体の調子の良い時に受けてください。~

予防接種は病気にかかりにくくし、例え、かかった場合でも軽くすませる事ができます。集団生活において、定期予防接種は、「勧奨制度」として進められていますが子どもの命と健康を守る為に予防接種の意義をよく理解して受けるようにしましょう。

予防接種の種類と接種時期、回数 (■は標準的な接種時期)

予 防 接 種 名	接 種 時 期
ヒ ブ 不活化ワクチン	生後2か月～5歳になるまでに4回接種 ■初回：生後2～7か月の間に4～8週間隔で3回接種 ■追加：3回目完了後、7～13か月の間に1回接種 ※接種開始時期により、接種回数は異なります。
小児用肺炎球菌 不活化ワクチン	生後2か月～5歳になるまでに4回接種 ■初回：生後2～7か月の間に4～8週間隔で3回接種 ■追加：3回目完了後、60日を過ぎて1回接種（12～15か月まで） ※接種開始時期により、接種回数は異なります。
四種混合 不活化ワクチン 〔 不活化ポリオ・百 日 咳 ジフテリア・破 傷 風 〕	生後3～89か月までに4回接種 ■初回：生後3～12か月の間に3～8週間隔で3回接種 ■追加：初回接種終了後12～18か月の間に1回接種
B C G 生ワクチン	生後1歳までに1回接種 ■生後5～8か月の間に1回接種
麻しん（はしか）・風しん 生ワクチン	第1期：1歳で1回接種 第2期：5～6歳で、小学校に入学する前の1年間に1回接種 (平成27年4月2日～ 平成28年4月1日生まれ)
水痘(水ぼうそう) 生ワクチン	生後1～3歳までに3か月以上の間隔をあけて2回接種 ■初回：生後12～15か月までに1回接種 ■追加：初回接種終了後6～12か月までに1回接種
ロタウイルス 生ワクチン	生後6週～（1回目の接種は生後14週6日までに接種） ※ワクチンの種類により、接種回数は異なります。 ■ロタリックス：生後6週0日後～24週0日後までに27日以上の間隔で2回接種 ■ロタテック：生後6週0日後～32週0日後までに27日以上の間隔で3回接種
日本脳炎	第1期：生後6か月～89か月までの間に3回接種 ■初回：3歳～4歳までに6日以上の間隔で2回接種 ■追加：初回接種終了後6か月以上の間隔で1回、4歳～5歳までに接種 第2期：9歳～13歳までの間に1回接種
B型肝炎 不活化ワクチン	生後2か月～1歳までの間に3回接種 ■初回：生後2か月～9か月までに27日以上の間隔で2回接種 ■追加：第1回目接種から139日（20週）以上の間隔で1回接種

※ 保育所では予防接種は行いません。

※ かかりつけの医療機関において、事前に予約のうえ、個別に接種することができます。

個別接種ができる医療機関は、滝川市広報4月号をご覧ください。

※ 予防接種を受けた後は安静が必要です。一時的な発熱や発疹、注射部位の腫れしこりなどが出ることがあります。
症状が出た時は接種した医療機関または保健センターにご相談ください。

11 服装について

- (1) 衣服は清潔で着脱しやすい物
帽子は必ず着用すること（紫外線予防と安全の為）
- (2) 着替えの用意（持ち物には必ず名前をつけること）
- (3) ボタン、スナップ、ひも等は取れたらすぐにつけること
- (4) 冬はスノーウェアを用意
- (5) 靴は、履きやすく歩きやすい靴で足にあった物



12 用意していただく物

- (1) 敷布団 (幅60cm、丈は身長に合わせる。大体120cm～130cm)
- (2) 掛布団 (幅80cm、丈は身長に合わせる。大体120cm～130cm) (毛布二つ折りも可)
- (3) バスタオル (夏用)
- (4) その他
 - ①まくらは不要
 - ②布団には取り外しが簡単なカバーをつけること (布団カバー洗濯日が2週間に一回)
 - ③布団および布団カバーには、わかりやすく名前をつけること
 - ④布団は現在使用中の物を利用されても結構ですが、できるだけ上記のサイズに近いもので、3歳児以上は自分で持ち運びできることであること。また、新調の場合には上記のサイズのものにすること

13 毎日持ってくる物

幼児 (2～5歳児クラス)	乳児 (0・1歳児クラス)		
・ かばん	・ 布おむつ又は紙おむつ	10組	身体に合った大きさのおむつを用意してください。
・ はし	・ おむつカバー（布おむつ使用の場合）	3枚	
・ はし箱	・ おしりふき	1パック	
・ おしほり	・ 排便時おむつ入れ袋	1パック	
・ おしほり入れ	・ エプロン	3枚	エプロンは、衣類に汚れを通さないものがよいです。
・ 水筒	・ ガーゼハンカチ（1才位まで）	3枚	
	・ おしほり（離乳食から）	3枚	
	・ 上着	3枚	肌着は、おなかが出ないので、ランニングや半袖が動きやすいです。
	・ シャツ	3枚	
	・ ズボン類	3枚	
	・ ビニール袋	1枚	エプロン等の汚れ物を入れるので、名前を記入し毎日ご用意ください。

※その他臨時に必要が生じたものについては、その都度ご連絡いたします。

※毎日確認し、汚れて持ち帰った分は翌日必ず補充してください。

一日の食事

時 間		準備期間 (～4ヶ月)	前期	中期	後期	幼児食
			(5～6ヶ月)	(7～8ヶ月)	(9～12ヶ月)	
6 7 8	家 庭	6:00 ミルク (母乳)	6:00 ミルク (母乳)	6:00 ミルク (母乳)	離乳食 ミルク (母乳)	朝食
9 10 11 12 13 14 15 16 17	保 育 所	10:00 ミルク (冷凍母乳) 14:00 ミルク (冷凍母乳)	10:00 離乳食 + ミルク 14:00 ミルク	10:30 離乳食 + ミルク 14:30 ミルク	9:30 ミルク 11:00 離乳食 15:00 おやつ + ミルク	9:30 牛乳 (1・2歳児) 11:00 昼食 15:00 おやつ + 牛乳
18 19 20 21 22	家 庭	18:00 ミルク (母乳) 22:00 ミルク (母乳)	18:30 ミルク (母乳) 就寝前 ミルク (母乳)	18:30 離乳食 +ミルク (母乳) 就寝前 ミルク (母乳)	18:30 離乳食 + ミルク	夕食
注意 事項		子供によっては 午前2:00にミル ク(母乳)を欲 しがる場合もあ ります。 授乳間隔は大体 3～4時間です。	一日1回食	一日2回食	一日3回食	大人と同じ3回 食が定着します。

* 完了期 (1歳～1歳6ヶ月)

乳児がよくかめるようになる第1乳臼歯が生えてくる1歳3ヶ月をめどに、遅くとも1歳6ヶ月までには完了しましょう。

☆ よくかんで食べる子にしましょう。

段階を踏まえた離乳食を用意し、大人も一緒に口を動かしたり、「アムアム」「モグモグ」と声をかけながら「かむ」「飲み込む」練習をさせましょう。



☆ 手づかみを充分にさせましょう。

手指から受ける感覚が脳を刺激します。また、自分で食べようとする意識が育ちます。手づかみを充分にした子は、スプーンを上手に使うことができます。散らかっても気にせず、充分に手づかみをさせてあげましょう。

発達にあった調理の目安

区分	前 期 (5~6ヶ月)	中 期 (7~8ヶ月)	後 期 (9~12ヶ月)	完了期 (1~1歳6ヶ月)
ぞしゃく 咀嚼	ゴックン トレーニング期	モグモグ トレーニング期	カミカミ トレーニング期	カミカミ トレーニング期
歯	なし	下2本	上下2本ずつ～ 上4 下2～4本	上4本 下4本
手 指 コップ スプーン	<ul style="list-style-type: none"> ・まだ食べさせても らわないと食べる 事ができない。 ・手に触れる物をつ かもうとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・手に持った物を口 に運ぶ。 ・食べようとする意 欲がでてくる。 ・コップから少量飲 めるようになるの で飲む練習をす る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・コップ、スプーン は使えるが手づか みが多い。 ・小さな物を指先で つまめる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・コップ、スプーン を使って食べる事 ができるが、まだ こぼすことが多 い。 ・自分で食べたがる。
調理形態	<ul style="list-style-type: none"> ・うらごし状 (すりおろし) ・みじん切り 	<ul style="list-style-type: none"> ・みじん切り ・柔らかくなる物は 切り方を大きめに する。 ・発達に応じてつぶ し方をかえてい く。 	<ul style="list-style-type: none"> ・繊維の多いものや ちくわなどの弾力 性のあるものを抜 かした他の食品 は、やわらかく調 理してあげるとほ とんどの物が食 べられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・やわらかく、やや 大きめの一囗大に する。 ・果物などは手づか みで持って食べら れる大きさにす る。

保育プログラム

乳児

時間	子どもの活動
7:00	順次登所 あそび
9:30	おむつ交換・排泄 おやつ あそび
11:00	おむつ交換・排泄 給食・離乳食
12:15	おむつ交換・排泄
12:30	お昼寝
14:45	起床 おむつ交換・排泄
15:00	おやつ
15:45	あそび 順次降所 おむつ交換・排泄
18:00	保育終了
19:00	延長保育

幼児

時間	子どもの活動
7:00	順次登所
	自由あそび
9:30	おやつ（3歳未満児）
10:00	設定保育
11:15	給食
12:45	お昼寝
14:45	起床
15:15	おやつ
15:45	順次降所 自由あそび
18:00	保育終了
19:00	延長保育

行事予定

月	行 事	その他の行事	
4月	入所式	毎月	誕生会
5月	子どもの日の集い	毎月	避難訓練
5~6月	春の遠足	毎月	身体測定
7~8月	七夕の集い	年3回	乳児・医師検診
8~9月	運動会	年2回	幼児・医師検診
9月	秋の遠足	年2回	歯科検診
11月	発表会	その他	園外保育
12月	クリスマス会		
2月	節分		
3月	ひなまつり 進級お祝い会 修了式		

14 その他重要事項

(1) 運営主体

事業者の名称	滝川市
事業所の所在地	滝川市大町1丁目2番15号
事業所の連絡先	0125-23-1234
代表者氏名	滝川市長 前田 康吉

(2) 利用施設の概要

種別	保育所
名称	滝川中央保育所
所在地	滝川市明神町3丁目7番24号
連絡先	TEL 0125-23-2831 FAX 0125-23-2831
施設長氏名	佐藤 幸恵
開設年月日	昭和42年10月1日
利用定員	90人
敷地面積	2201.61m ²
建物	745.98m ²
園舎	構造 鉄筋コンクリート 2階建
施設の内容	乳児室 2室 51.00m ² (とまと組・いちご組) ほふく室 1室 79.25m ² (さくらんぼ組) 調乳室 1室 保育室 4室 153.00m ² 2歳児(りんご組) 42.00m ² 3歳児(みかん組) 36.00m ² 4歳児(もも組) 36.00m ² 5歳児(なし組) 39.00m ² 遊戯室 1室 88.00m ² 医務室 1室 調理室 1室 事務室 1室 病後児棟 49.00m ² 保育室1室 隔離室 2室

(3) 職員体制

職種 名称	所長	主任 保育士	保育士	看護師	栄養士	調理員	嘱託医	管理人
	常勤専従	常勤専従	常勤専従	常勤専従	常勤専従	常勤専従	非常勤	委託
滝川中央保育所	1人	2人	12人 以上	2人	1人	3人	1人	2人

滝川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する条例（平成26年滝川市条例第37号）およびその他関係法令を遵守し、保育の実施に必要な職種の職員を配置しています。
なお児童数などによっては、上記の職員数と異なることがあります。

(4) 利用料金

保育料	保護者が居住する市町村が定める額
延長保育料	滝川市が定める額
病後児保育料	滝川市が定める額
休日保育料	滝川市が定める額
給食費（2号認定・幼児主食・副食費）	滝川市が定める額
スポーツ振興センター共済掛金	保護者負担 280円
保護者会費	滝川中央保育所（幼児組月額300円・乳児組月額200円）

(5) 嘱託医・嘱託歯科医

医療機関の名称	滝川市立病院	滝川市歯科医会
医師名	小児科医	滝川市歯科医会で担当医を決定
所在地	滝川市大町2丁目2番34号	
電話番号	電話0125-22-4311	

(6) 虐待防止のための措置

職員による児童への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

①虐待防止責任者の配置

滝川中央保育所 所長 佐藤 幸恵

②職員に対する虐待防止研修を実施しています。

③虐待対応マニュアルを作成しています。

(7) 緊急時に対応方法

- ①保育中に児童に病状急変等の事態が発生した場合には、あらかじめ保護者の指定する医療機関および緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。
- ②保護者との連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当保育所が責任を持って、しかるべき対処を行いますので、あらかじめご了承願います。

医療機関	名称	滝川市立病院	
	所在地	滝川市大町2丁目2番34号	電話0125-22-4311
救急隊	管轄消防署	滝川消防署	
	所在地	滝川市文京町4丁目1番5号	電話0125-23-0119
警察署	管轄警察署	滝川警察署	
	所在地	滝川市緑町1丁目1番12号	電話0125-24-0110

(8) 非常災害対策

保育所名 区分	滝川中央保育所	
防火管理者	所長 佐藤 幸恵	
消防計画届書	平成18年4月1日届	
避難訓練	火災および地震等を想定した避難訓練（月1回）実施	
防災設備	火災報知機・煙感知器・誘導灯	
避難場所	第1避難場所	園庭
	第2避難場所	松尾ジンギスカン駐車場

(9) 相談・要望・苦情窓口

保育所名 担当	滝川中央保育所	
相談・苦情受付担当者	幼児主任 菅野 光 乳児主任 小澤 りさ子	
相談・苦情受付責任者	所長 佐藤 幸恵	
第三者委員	苦情解決のため第三者委員会を設置しています。 玄関の掲示をご参照ください。	

※上記のほか、保育所内に要望・苦情に係る投函箱（にこにこ箱）を設置しています。

(10) 個人情報の取り扱い

児童およびその保護者等に係る個人情報については、以下の目的のために必要最小限の範囲内に使用します。

- ①小学校への円滑な移行・接続が図られるよう、修了にあたり入学する予定の小学校との間で情報を共有すること。
- ②他の保育所等へ転所する場合、他の施設との連絡調整を行うこと。
- ③緊急時において、病院その他関係機関に対して必要な情報提供を行うこと。

※毎月配布する保育所だよりや、保育所の行事等で市または報道機関から取材を受け、市の広報誌や新聞に写真等が掲載される場合がありますが、基本的には保育所にご一任いただきますようお願いいたします。（掲載を希望しない方は、あらかじめお知らせください。）

(11) 保育所から小学校への引継ぎについて

平成21年4月から施行された「保育所保育指針」に基づき、小学校での新しい環境に少しでも戸惑わないよう、成長過程や生活の様子をまとめた「保育所児童保育要録」を作成し、就学先となる小学校への引継ぎを行っています。

(12) 保育中の怪我について

大切なお子様をお預かりするにあたり、安全に十分配慮し保育にあたってまいりますが、保育中の思わぬ怪我や事故の発生を完全に防ぐことはできない場合があります。

集団生活において、お友だちとの関わりの中で喧嘩になってしまったり、自分の気持ちを上手に言葉で伝えられずに口や手が出てしまうことが多々ありますが、これは子どもたちの成長発達の特徴であり、社会性を身につける上で必要な過程であることをご理解ください。

また、集団生活では、他児との関わりで思わぬトラブルに発展することもあります。お子様から保育所内でのトラブルに関して話がありましたら、当該トラブルの内容について保育士にも状況等をご確認ください。ご家庭と保育所で十分に連携を取って解決していきたいと思っておりますので、ご理解・ご協力ををお願いいたします。

(13) 駐車場での事故・盗難について

保育士は、駐車場の見守りは行いません。

事故や盗難などが起った際は責任を負いかねますので、駐車場ではお子様から手を放さず、事故には十分気を付けていただくとともに、送迎のわずかな時間でも車から離れる際は、車内にかばん・貴重品等を置かないようにし、必ず施錠を行ってください。

安全に気持ちよくご利用いただくために、皆様のご協力ををお願いいたします。

(14) その他保護者に説明するべき事項

禁煙	保育所の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、 営利活動	利用者の思想・信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動および営利活動はご遠慮ください。

(保護者控)

滝川市立保育所における保育の提供を開始するにあたり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

子育て応援課 :

説明者職・氏名 :

私は、本書面に基づき滝川市立保育所の利用にあたって重要事項の説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

保護者住所 :

児童氏名 :

保護者氏名 :

印 (続柄)

-----キリトリ-----

(保育所提出用)

滝川市立保育所における保育の提供を開始するにあたり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

子育て応援課 :

説明者職・氏名 :

私は、本書面に基づき滝川市立保育所の利用にあたって重要事項の説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

保護者住所 :

児童氏名 :

保護者氏名 :

印 (続柄)